

岩倉市家庭的保育事業等の認可及び実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩倉市条例第31号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請等)

第2条 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）の認可（法第34条の15第2項に規定する認可をいう。以下同じ。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭的保育事業等を開始しようとする日の6月前までに、岩倉市家庭的保育事業等認可事前協議書（様式第1。以下「事前協議書」という。）及び事業計画書（様式第2）に省令第36条の36第1項に規定する事項を記載した書類及び同条第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、事前協議書を受理したときは、事前計画書その他の提出された書類（以下「事業計画書等」という。）の内容を審査し、事業計画等を承認するときは、岩倉市家庭的保育事業等認可内示書（様式第3。以下「内示書」という。）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、家庭的保育事業等の施設（以下「保育施設」という。）の設備、運営面等に必要な条件を付することができる。

3 市長は、事業計画等を承認しないときは、理由を付して岩倉市家庭的保育事業等事前協議不承認書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

4 内示書の交付を受けた申請者（以下「内定者」という。）が事前協議書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、岩倉市家庭的保育事業等認可事前協議内容変更申請書（様式第5）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(認可)

第3条 内定者は、保育施設を整備し、開設準備が完了したときは、岩倉

市家庭的保育事業等開設準備完了届（様式第 6。以下「完了届」という。）を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 市長は、完了届を受理したときは、完了届の内容及び保育施設を検査し、法、条例及び前条第 2 項に規定する承認した事業計画等（同項後段の規定により条件を付した場合は、その条件を含む。）に適合していることを確認したときは岩倉市家庭的保育事業等の認可をし、岩倉市家庭的保育事業等認可証（様式第 7）を内定者に交付するものとし、適合していないと認めるときは理由を付して岩倉市家庭的保育事業等不認可通知書（様式第 8）により、内定者に通知するものとする。

（内容等の変更）

第 4 条 前条第 2 項の認可を受けた者（以下「実施事業者」という。）は家庭的保育事業等の内容等を変更する場合は、岩倉市家庭的保育事業等内容等変更申請書（様式第 9。以下「変更申請書」という。）を変更しようとする日の 2 月前までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、岩倉市家庭的保育事業等内容等変更承認書（様式第 10）により、当該実施事業者に通知するものとする。

（休止又は廃止）

第 5 条 実施事業者は、家庭的保育事業等を休止又は廃止しようとする場合は、休止又は廃止しようとする日の 6 月前までに、省令第 36 条の 37 第 1 項に規定する事項について市長と協議しなければならない。

- 2 実施事業者は、前項の規定による協議が整ったときは、家庭的保育事業等を休止又は廃止しようとする日の 2 月前までに、岩倉市家庭的保育事業等休止・廃止届（様式第 11）を市長に提出しなければならない。

（認可の取消）

第 6 条 市長は、前条第 2 項の規定による届出を受理したとき又は実施事業者の認可を継続することが不相当と認めるときは、当該認可を取り消し、岩倉市家庭的保育事業等認可取消通知書（様式第 12）により当該実施事業者に通知するものとする。

（連携施設）

第 7 条 実施事業者（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この条において同じ。）は、条例第 6 条に規定する連携施設（以下「連携施設」という。）を確保し、次の各号に掲げる支

援の区分に応じ、当該各号に定める支援を依頼することができる。

- (1) 食事の提供に関する支援 保育施設を利用する児童（以下「利用児童」という。）に提供する食事の献立の作成、調理及び搬入等の支援
 - (2) 嘱託医による健康診断等に関する支援 利用児童の健康診断又は健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支援
 - (3) 屋外遊戯場の利用に関する支援 利用児童に対し、定期的に屋外遊戯場を解放する等の利用児童のうち満2歳の児童を中心とした屋外遊戯場の利用に関する支援
 - (4) 合同保育及び行事への参加に関する支援 利用児童に対し、定期的に連携施設を開放し、連携施設の入所児童との交流及び集団行動を通じた児童同士の関係作り、運動会、誕生会等の行事に参加する等の合同保育及び行事への参加に関する支援
 - (5) 後方支援 乳幼児の保育に関する相談、指導等の支援及び保育士等の急病、研修受講時等の代替要員の派遣又は合同保育の実施による受入れ等の支援
 - (6) 卒園後の受入れ支援 利用児童が保育施設を卒園した後の受入れの支援（連携施設への入所の調整に当たっては、利用児童の入所の希望状況を踏まえ、市と連携施設の間で十分に調整を行うものとする。）
- 2 実施事業者は、実施事業者と異なる事業者が運営する保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として設定し、前項第1号、第2号及び第6号の支援を受ける場合にあって、具体的な業務の内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結し、その写しを、前項第3号から第5号までの支援を受ける場合にあっては具体的な業務の内容を明確にした書面の写しを完了届に添付しなければならない。
- 3 実施事業者は、自らが運営する保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として設定した場合は、第1項各号の支援に関する具体的な内容を明確にした書面の写しを完了届に添付しなければならない。

（研修の実施等）

第8条 実施事業者は、条例第23条第2項第1号に規定する市長が行う研修に職員が参加できる機会を与えるとともに、当該研修を修了したときは、速やかに当該研修の修了証の写しを市長に提出しなければならない。

（報告）

第 9 条 市長は、保育施設の設置者又は管理者に対し、少なくとも毎年 1 回、当該施設の運営状況等必要な事項について報告を求めるものとする。

(立入検査の実施)

第 10 条 市長は、職員により毎年 1 回定期的に保育施設に立入り、当該施設の設備又は運営について必要な調査を行わせるものとする。

2 前項の調査は、職員 2 人以上で行うものとし、必要に応じて専門的知識の有する者を加えるものとする。

(休日)

第 11 条 保育施設の休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) その他市長が必要と認める日

(保育時間)

第 12 条 保育施設における保育時間は、1 日 8 時間を原則とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、保育時間を延長又は短縮することができる。

(賠償責任保険)

第 13 条 実施事業者は、事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険の加入に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。